

# 平成 30 年三重県議会定例会

## 予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

### ◎議案事項

- 1 議案第 150 号 平成 30 年度三重県一般会計補正予算（第 1 号）について・・・ 1
- 2 議案第 167 号 知事の給料の特例に関する条例案について・・・ 3
- 3 議案第 190 号 平成 30 年度三重県一般会計補正予算（第 2 号）（関係分）について・・・ 5
- 4 議案第 197 号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の  
一部を改正する条例案について・・・ 7
- 5 議案第 198 号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について・・・ 9
- 6 議案第 199 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について・・・ 11

### ◎所管事項

- 平成 31 年度当初予算要求状況（総務部関係分）について・・・ 13

平成 30 年 12 月 13 日  
総 務 部

議案第 150 号

平成 30 年度三重県一般会計補正予算（第 1 号）について

（県税収入補正予算について）

平成 30 年度県税収入については、今回の補正予算において、143 億 6, 300 万円を増額し、補正後の県税収入額は、2, 616 億 5, 500 万円となっています。

増額の主な要因は、法人県民税・事業税の法人二税が、法人業績が好調であること等から、97 億 900 万円の増、地方消費税が、譲渡割につき前年度に比べ還付が減少傾向にあること及び、貨物割につき、国際的な原油価格の高水準により、地方消費税計で 31 億 6, 100 万円の増、軽油引取税が、宅配便取扱数量の増及び、本県ディーゼル車の増などにより、7 億 9, 600 万円の増などを見込んでいます。

（単位：百万円）

区分 税目	当初 予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 予算額 (C)	対当初比 (%) (C)/(A)	前年度 決算比 %	主な増減理由
個人県民税計	69,695	467	70,162	100.7%	99.4%	課税人員の増加傾向、個人所得の好調
法人県民税	8,946	2,133	11,079	123.8%	131.3%	法人業績の好調等
法人事業税	55,314	7,576	62,890	113.7%	118.2%	同上
地方消費税	49,818	3,161	52,979	106.3%	106.2%	(譲渡割)前年度に比べ還付が減少傾向 (貨物割)国際的な原油価格の高水準
不動産取得税	4,177	△ 324	3,853	92.2%	92.2%	大規模家屋のうち、大口の課税がないことによる
自動車税	27,223	371	27,594	101.4%	100.7%	グリーン化特例の見直しによる
自動車取得税	3,362	183	3,545	105.4%	101.5%	エコカー減税の見直しによる
軽油引取税	21,304	796	22,100	103.7%	102.1%	宅配便取扱数量の増、本県ディーゼル車の増、トラック輸送量の増
その他の税	7,453	0	7,453	100.0%	99.8%	
県税計	247,292	14,363	261,655	105.8%	106.2%	
法人二税	64,260	9,709	73,969	115.1%	120.0%	



## 議案第 167 号

### 知事の給料の特例に関する条例案について

#### 1 制定理由

障がい者雇用率の算定に係る不適切な事務処理事案が発生したことに鑑み、知事の給料を減額するための特例を定めるものです。

#### 2 制定内容

知事の給料にかかる特例的な減額措置について、県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与の特例に関する条例により、100分の20に相当する額を減額しているものを、障がい者雇用率の算定に係る不適切な事務処理事案が発生したことに鑑み、平成31年1月から同年2月までの2カ月間、100分の10に相当する額を加え、100分の30に相当する額を減じることとします。

#### 3 施行日

平成31年1月1日

#### 【参考】減額による影響額

	給料月額	減額率	条例本則額との差額	特例減額後の差額
条例本則額（※1）	1,280,000円	—	—	—
特例減額後の額（※2）	1,024,000円	20/100	△256,000円	—
新条例制定後の額	896,000円	30/100	△384,000円	△128,000円

※1 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和35年三重県条例第53号)第1条に定める額

※2 知事等の給与の特例に関する条例(平成29年三重県条例第44号)第2条の規定による給料月額の100分の20に相当する額を減額した後の額(平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間)

影響額は、2カ月で25万6千円



議案第190号

平成30年度三重県一般会計補正予算（第2号）（関係分）について

議案第190号「平成30年度三重県一般会計補正予算（第2号）」における総務部関係分は、歳出予算として1,131万1千円の増額となっています。

これは、人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴う人件費の増額で、その内訳は「主要項目一覧表」のとおりです。

総務部関係補正予算 総括表

（単位：千円、％）

会計別	補正前の額	補正額	補正後の予算額	伸び率
一般会計	226,795,465	11,311	226,806,776	0.0

主要項目一覧表

（単位：千円）

項目	補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正の概要
総務給与費 人件費	1,254,934	4,581	1,259,515	人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴う増額
税務総務費 人件費	1,817,262	6,730	1,823,992	人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴う増額



## 議案第 197 号

# 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案について

### 1 改正理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うとともに、一般職に属する職員の退職手当の支給割合の改正等に鑑み、知事及び副知事の退職手当の支給割合の改正を行うものです。

### 2 改正内容

(1) 特別職に属する職員の期末手当について、年間支給割合を 100 分の 335 (現行 100 分の 330) に改めます。

改正の対象は、以下のとおりです。

- ① 知事・副知事
- ② 教育長
- ③ 常勤の人事委員会委員 (現在、対象者なし)
- ④ 常勤の監査委員
- ⑤ 公営企業管理者

(2) 知事の退職手当の支給割合を 100 分の 56 (現行 100 分の 59) に、副知事の退職手当の支給割合を 100 分の 37 (現行 100 分の 39) に改めます。

### 3 実施期日

(1) 特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正は、公布の日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用します。

(2) 知事及び副知事の退職手当の支給割合の改正は、公布の日から施行します。





## 議案第 198 号

### 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずるものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 給料の減額措置期間の改正

下表の減額措置を行う期間を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（現行平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）に改めます。

区 分		給料の月額
知事		100 分の 20
副知事		100 分の 15
教育長 公営企業管理者 代表監査委員 危機管理統括監		100 分の 10
管理職員	部長級	100 分の 3.7
	次長級	100 分の 3.3
	課長級、公立学校の校長等	100 分の 2.8
	公立学校の教頭等	100 分の 2.3

##### (2) 一般職の期末・勤勉手当の減額措置に係る規定の整備

職員の給与に関する条例等の一部改正（期末・勤勉手当の支給月数の引き上げ）に伴い、一般職の期末・勤勉手当の減額措置に係る規定の整備を行います。

#### 3 実施期日

(1) 給料の減額措置期間の改正については、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 一般職の期末・勤勉手当の減額措置に係る規定の整備については、公布の日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用します。



## 議案第 199 号

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する平成 30 年 10 月 12 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の地域手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 地域手当の支給割合の改正

県内に勤務する職員に対する地域手当を 4.6%（現行 4.5%）に改めます。

##### (2) 期末・勤勉手当の支給割合の改正

① 一般職に属する職員の勤勉手当について、年間の支給割合を次のとおり改めます。

ア 危機管理統括監 100 分の 195（現行 100 分の 190）

イ 特定管理職員（次長級以上） 100 分の 225（現行 100 分の 220）

ウ ア及びイ以外の職員 100 分の 185（現行 100 分の 180）

② 一般職の任期付研究員及び一般職の任期付職員の期末手当について、年間支給割合を 100 分の 335（現行 100 分の 330）に改めます。

##### (3) 初任給調整手当の額の改定

医師・歯科医師に支給される手当月額の上限を 368,800 円（現行 368,400 円）に改めます。

##### (4) 宿日直手当の額の改定

勤務 1 回あたり、宿日直勤務の手当額の上限を 4,400 円（現行 4,200 円）、医師・歯科医師の宿日直勤務の手当額の上限を 21,000 円（現行 20,000 円）、特殊な宿日直勤務の手当額の上限を 7,400 円（現行 7,200 円）にそれぞれ改めます。

また、常直的な宿日直勤務の手当月額の上限を 22,000 円（現行 21,000 円）に改めます。

##### (5) 給与制度の総合的見直しに伴う経過措置の廃止

給与制度の総合的見直しに伴う現給保障に係る経過措置のうち、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間の措置を廃止するよう改めます。

#### 3 実施期日

(1) 地域手当の支給割合の改正、初任給調整手当の額の改定及び宿日直手当の額の改定については、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用します。

(2) 期末・勤勉手当の支給割合の改正については、公布の日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用します。

(3) 給与制度の総合的見直しに伴う経過措置の廃止については、公布の日から施行します。



◎所管事項

平成 31 年度当初予算要求状況（総務部関係分）について

1 施策別予算要求状況

（単位：千円）

施策番号	施策名	平成31年度 要求額	平成30年度 予算額	増減額
152	廃棄物総合対策の推進	14,865	17,075	△2,210
	小計	14,865	17,075	△2,210
211	人権が尊重される社会づくり	3,714	3,654	60
	小計	3,714	3,654	60
行政運営2	行財政改革の推進による 県行政の自立運営	843,391	787,799	55,592
行政運営3	行財政改革の推進による 県財政の的確な運営	110,253,844	97,643,687	12,610,157
	小計	111,097,235	98,431,486	12,665,749

行政委員会	行政委員会の事務	361	411	△50
	小計	361	411	△50

その他	人件費	6,854,616	6,926,385	△71,769
	公債費（一般会計）	117,176,207	114,354,242	2,821,965
	公債費（県債管理特別会計）	(179,674,248) 110,449,248	(173,956,420) 114,326,420	(5,717,828) △3,877,172
	交際費、予備費	50,061	50,061	0
	小計	(303,755,132) 234,530,132	(295,287,108) 235,657,108	(8,468,024) △1,126,976

合計		(414,871,307) 345,646,307	(393,739,734) 334,109,734	(21,131,573) 11,536,573
会計別内訳	一般会計	228,046,896	219,247,374	8,799,522
	県債管理特別会計	(186,824,411) 117,599,411	(174,492,360) 114,862,360	(12,332,051) 2,737,051

（注）（ ）内は、借換債発行分を含めた額です。

## 2 主な事業

### 行政運営 2 行財政改革の推進による県行政の自立運営

#### 行政改革推進事業【基本事業名：40201 自立的な県行政の運営】

予算額：(30) 2, 335千円 → (31) 3, 071千円

事業概要:職員の意欲向上に向けた組織風土づくりなど、「第二次三重県行財政改革取組」における各取組を進めるとともに、庁内におけるワーク・ライフ・マネジメントの推進に取り組みます。また、内部統制に関する方針の策定及び体制の整備を図ります。

#### 政策評価等推進事業【基本事業名：40201 自立的な県行政の運営】

予算額：(30) 834千円 → (31) 784千円

事業概要:施策や事業展開の評価を的確に行い、評価結果等を「成果レポート」として取りまとめて公表することにより、県民の皆さんとの情報共有を図ります。また、施策の目標達成に資するため、外部有識者からの意見を参考に事業の見直しを行います。

#### 法務事務費【基本事業名：40201 自立的な県行政の運営】

予算額：(30) 7, 102千円 → (31) 6, 744千円

事業概要:施策や業務の妥当性について、事前に法的観点から検証を行う仕組み(リーガルサポート)を活用し、職員の法令習熟度の向上に取り組みます。また、三重県行政不服審査会において、審査請求に関する審査庁からの諮問に対応します。

#### 人事管理事務費【基本事業名：40202 人材育成の推進】

予算額：(30) 151, 873千円 → (31) 94, 104千円

事業概要:「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進めることができる、高い意欲と能力を持った職員の人材育成に取り組むとともに、「コンプライアンス推進会議」及び外部委員で構成する「コンプライアンス懇話会(仮称)」を引き続き設置し、職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。また、人事管理業務を引き続き適正に行うため、平成29年度から再構築を行ってきた新システムを2019(平成31)年9月から運用します。

#### 職員健康管理運営費【基本事業名：40202 人材育成の推進】

予算額：(30) 91, 253千円 → (31) 98, 105千円

事業概要:健康診断等の健康管理事業や総合的なメンタルヘルス対策事業などを実施し、職員自らがこころと体の健康づくりに取り組むことができるよう支援します。また、健康管理事業を引き続き的確に行うため、職員健康管理システムのサーバ等の更新を行います。

### 行政運営 3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営

#### 予算調整事務費【基本事業名：40301 持続可能な財政運営の推進】

予算額：(30) 270,353千円 → (31) 1,770,954千円

事業概要：予算編成、提出議案の作成等を行うとともに、効率的に予算編成を行うため、平成29年度から再構築を行ってきた次期予算編成支援システムを2020(平成32)年1月から運用します。また、企業会計への元利償還金相当額の繰出しを行います。

#### 電算管理費【基本事業名：40302 公平・公正な税の執行と税収の確保】

予算額：(30) 350,024千円 → (31) 423,844千円

事業概要：県税事務を効率的かつ適正、迅速に行うための総合税システムの運用を行います。また、納税環境の整備のため、2019(平成31)年10月から運用を開始する自動車保有関係手続きのワンストップサービス導入に向けてシステムの改修を行います。

#### (新) 環境性能割交付金・市町交付金【基本事業名：40302 公平・公正な税の執行と税収の確保】

予算額：(30) -千円 → (31) 765,613千円

事業概要：地方税法の規定により、自動車税環境性能割収入額の61.75%に相当する額を、県内市町に対し、当該市町が管理する市町道の延長及び面積に按分して交付します。

#### 滞納整理事務費【基本事業名：40302 公平・公正な税の執行と税収の確保】

予算額：(30) 26,929千円 → (31) 26,438千円

事業概要：滞納件数の大部分を占める自動車税などについて、積極的な滞納整理を進めるほか、高額滞納事案について、税収確保課と県税事務所が連携して、機動的に滞納整理を行うとともに、インターネット公売も活用することで、収入未済額を縮減し税収の確保を図ります。

#### 県庁舎等維持修繕費【基本事業名：40303 最適な資産管理と職場環境づくり】

予算額：(30) 995,567千円 → (31) 976,390千円

事業概要：庁舎や職員公舎等の計画的な維持修繕を行います。



### 3 新規事業

細事業名	事業内容	事業費
環境性能割交付金・市町交付金	地方税法の規定により、自動車税環境性能割収入額の61.75%に相当する額を、県内市町に対し、当該市町が管理する市町道の延長及び面積に按分して交付します。	765,613千円

### 4 事業の見直し

細事業名	説明	事業費
税務総務事務費 (旧 税務総務事務費) (旧 税務広報事務費)	執行等の効率化を図るため、税務広報事務費を税務総務事務費に統合します。	(H30) 141,522千円 (H31) 139,630千円
県庁舎等維持修繕費 (旧 県庁舎等維持修繕費) (旧 職員公舎管理費)	執行等の効率化を図るため、職員公舎管理費を県庁舎等維持修繕費に統合します。	(H30) 995,567千円 (H31) 976,390千円